



金融分野におけるブラジル競争法の規制当局の現在～CADE と BCB の協働

執筆者: 廣瀬 香

ブラジル競争法(2011年12,529号。改正前は1994年法8,884号)において、競争法を管轄する当局は、経済擁護行政委員会(Conselho Administrativo de Defesa Economica。以下「CADE」といいます。)及び財務省経済監視局と定められていますが、特定の分野における競争法事案では、これら以外の当局が一定の規制を行う場合があります。そのような例のひとつとして、金融分野が挙げられます。

1990年代、金融機関が当事者となる企業結合事案に関し、CADE及びブラジル中央銀行(以下「BCB」といいます。)のいずれが管轄を有するかについて議論が巻き起こりました。CADEが競争法に基づき企業結合審査を行ってきたのに対し、BCBは、BCBがブラジルの金融システムを監督・確保する責任を有する規制当局である旨定めた1964年法4,595号に基づく専属管轄権を主張してきました。これは、CADEとBCBの間の権限分配に係る議論でもありましたが、金融分野で企業結合を行おうとする当事者にとっては、①どちらの当局に届出すべきか、②一方のみに届出した場合、他方から制裁を受ける可能性があるか、③双方に届出したが、双方の結論が食い違った場合にどうなるか、といった実務的な疑問を招くものであり、企業結合審査の手续や結論について予測可能性を欠く状況でした。この点に関する下級審の判断は分かれており、CADEの管轄を認めた事案がある一方、金融機関に絡む企業結合事案についてはBCBが専属管轄権を有するとの見解を支持する事案も存在しました。

このような状況を打開すべく、2017年8月以降、CADE及びBCBはワーキンググループを設置して検討を進め、最終的に本年2月28日、両者は覚書(以下「本覚書」といいます。)を締結するに至りました。

本覚書によれば、今後、金融機関に絡む企業結合事案については、CADE及びBCBが共同して規制を策定した上で、双方が独立して審査を行います。企業結合を行おうとする場合、当事者は、CADE及びBCBの双方からクリアランスを取得する必要があります。ただし、国家金融システム¹の健全性・安定性に危険性がある場合には、BCBは、自ら審査を行うとともに、CADEに対して、特定の市場においてかかる危険性が認められること及び自らのクリアランスを付与する判断の根拠を通知します。これを受けたCADEは、当該トランザクションに対し、BCBの通知する根拠を援用して、クリアランスを付与する判断を行うこととなります。

¹ 銀行取引市場、キャピタル・マーケット、民間保険市場及び補足的年金市場を指します。

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニューズレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室 (Tel: 03-6250-6201 E-mail: newsletter@jurists.co.jp)

また、本覚書は、金融機関を当事者とする競争法違反行為について、CADE 及び BCB が各々、独自の調査権限を有することを明らかにしています。もっとも、CADE は、BCB の規制する市場・事業者に係る競争法違反行為については、制裁を科す前に BCB と協議しなければなりません。

さらに、本覚書は、CADE 及び BCB 間の情報共有を促進し、両当局の効率を最大化することを目途として、ガイドライン策定やトレーニングやセミナーの実施等の活動において協働していくことを規定しています。

本覚書は、長らく議論されてきた金融分野における競争法事案に係る CADE 及び BCB の関係を明らかにし、運用について両者が見解の統一に至った点で、実務的に有用なものであると評価できます。本覚書が今後、法律等の形式に整理される際には、両者の協働内容及び具体的な手続について、さらなる詳細が明らかにされると考えられます。



ひろせ かおり
廣瀬 香

西村あさひ法律事務所 弁護士

西村あさひ法律事務所弁護士。2010年弁護士登録。2016年ハーバード大学ロースクール卒業(LL.M.)。2016-2017年 Wilmer Cutler Pickering Hale & Dorr 法律事務所(ワシントン D.C.)、2017-2018年 Machado Meyer 法律事務所(ブラジル・サンパウロ)に出向。国際的な調査・当局対応案件に従事するとともに、コンプライアンス体制構築に向けた助言を行う。

当事務所では、中南米の法律事務所に駐在経験のある弁護士を含めた中南米プラクティスグループのメンバーが、国内外の専門家と連携しつつ、中南米において事業活動を行う日本企業をサポートする体制を整えており、これらのメンバーを中心に、中南米において事業展開する日本企業の皆様にリーガルサービスの提供を行っております。

本ニュースレターは、クライアントの皆様のニーズに即応すべく、中南米地域に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。当法律事務所では、他にもアジア・中国・ビジネスタックスロー・金融・事業再生等のテーマで弁護士等が時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。バックナンバーは<https://www.jurists.co.jp/ja/newsletters>に掲載しておりますので、併せてご覧ください。